

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	（共同参画社会推進課）	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	（同）	一
○救急医療機関の認定	（医療整備課）	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	二
○肥料の登録	（農産園芸環境課）	二
○肥料の登録有効期間の更新	（同）	三
○普通肥料の検査結果の公表	（同）	三
○特殊肥料の検査結果の公表	（同）	四
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	（農村整備課）	四
○県営土地改良事業の換地処分	（同）	四
○道路の供用開始	（道路課）	五
○土地区画整理組合の理事についての届出	（都市計画課）	五
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（契約課）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定		七
○定期監査結果等に対する措置の公表		七

告 示

○宮城県告示第九百七十六号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 せんだいラッコ

一 代表者の氏名 菅原 司

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区新田三丁目四番四十六号

三 定款に記載された目的 この法人は、高齢者・障害者・病弱者等に対して、介護保険法に基づく介護サービス事業及び送迎サービス等に関する福祉事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年十月七日

○宮城県告示第九百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ワンファミリー仙台

一 代表者の氏名 立岡 学

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区東勝山二丁目二十九番十号

三 定款に記載された目的 この法人は、原則毎週月曜日（祝祭日にあたる場合は火曜日）に開催している仙台市中心街の清掃ボランティア活動に積極的に参加している路上生活者等に対して、自立するための職業訓練に関する事業、雇用に関する事業、住居支援事業を行い、路上から社会復帰に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年十一月十五日

○宮城県告示第九百七十八号
救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十一年十一月六日

宮城県知事	村	井	嘉	浩
名 称	所在地	認定年月日	認定の有効期限	
松島病院	宮城県松島町高城字浜一番地二六	平成二十一年十月二十九日	平成二十四年十月十八日	

○宮城県告示第九百七十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
			村 井 嘉 浩	

○四一五二〇一〇三	フレンドケアステーション 仙台市青葉区八幡三丁目十五番二号ホワイトシテイ一階	居宅介護、重度訪問介護	株式会社フレンド	平成二十一年十一月一日
○四一五二〇〇六八二	介護サービスファミリーハンド 仙台市宮城野区二の森十番二十二号	居宅介護、重度訪問介護	株式会社介護サービスファミリーハンド	平成二十一年十一月一日

○宮城県告示第九百八十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成二十一年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所	有効期限
				窒素全量	りん酸全量	加里全量				
平成二十一年七月二十四日	第五五九号	副産石灰肥料	南星かきがら副産石灰				含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	南星産業株式会社	奈良県大和郡山市発志院町三七八番地	平成二十七年七月二十三日
平成二十一年七月二十四日	第五六〇号	副産石灰肥料	矢橋かきがら副産石灰				含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	矢橋商事株式会社	愛知県西尾市和泉町一三番地	平成二十七年七月二十三日
平成二十一年七月二十四日	第五六一号	副産石灰肥料	バイオかきがら副産石灰				含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	日本バイオ化学工業有限公司	神奈川県川崎市宮前区神木二丁目六番二〇号	平成二十七年七月二十三日
平成二十一年七月二十四日	第五六二号	副産石灰肥料	CCFかきがら副産石灰				含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	シーシーエフジャパン有限公司	愛知県岡崎市市場町字東町一三番地	平成二十七年七月二十三日
平成二十一年七月二十四日	第五六三号	副産石灰肥料	共栄かきがら副産石灰				含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	共栄ジャパン有限公司	愛知県清洲市須ヶ口三二四番地一號	平成二十七年七月二十三日
平成二十一年九月十五日	第五六四号	混合有機質肥料	SS有機N7号	七・〇	二・〇		含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	神協産業株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字波野九六二番一號	平成二十七年九月十四日
平成二十一年九月二十九日	第五六五号	副産石灰肥料	45肥料かきがら石灰				含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 オクト	栃木県栃木市沼和田町五番四一號	平成二十七年九月二十八日
平成二十一年十月七日	第五六六号	副産石灰肥料	ミネラルたっぷり特許の肥料				含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社アイリス・ヒューマンライフ	福島県福島市沖高字東原一番一五号	平成二十七年十月六日

○宮城県告示第九百八十一号
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間の更新をした。

平成二十一年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)				その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所	有効期限
				窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分 ＜溶解性苦土＞				
平成二十一年 八月二十日	第四五四号	副産植物質肥料	カタクラ醜酵副 産肥料	一・五		八・〇		含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	片倉チッカリン株 式会社	東京都千代田区九段北一 丁目一三番五号	平成二十七年 八月十九日
平成二十一年 八月二十日	第四五五号	混合有機質肥料 6号	片倉粒状混合有 機質肥料	六・〇	一・〇	一・〇		含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	片倉チッカリン株 式会社	東京都千代田区九段北一 丁目一三番五号	平成二十四年 八月十九日
平成二十一年 九月四日	第五一四号	副産石灰肥料	かきパワー				五〇・〇	含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	有限会社シエルズ	宮城県宮城郡松島町北小 泉字鴻ノ巣四九番地七号	平成二十七年 九月二十九日
平成二十一年 十月六日	第二六八号	魚かす粉末	太協九・〇魚粕 粉末	九・〇	三・〇			含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	太協物産株式会社	宮城県石巻市湊町四丁目 一番七号	平成二十七年 十月二十一日

○宮城県告示第九百八十二号
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十一年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十一年四月から八月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査	指摘事項	
副産石灰肥料	平塚富男	四五・〇カキ副産石灰マルトミ特号	主成分・AL		七ノ十七日
副産石灰肥料	イ㈱ライザイ	蛎太郎	主成分・AL		七ノ十七日
副産石灰肥料	㈱シエルズ	かきパワー	主成分・AL		八ノ五日

(注) 一 分析検査及びその他の検査欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。
 二 分析検査の項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
 三 主成分の略号は次のとおりである。

T N・窒素全量、T P・りん酸全量、T K・加里全量、A L・アルカリ分

○宮城県告示第九百八十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十一年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十一年四月から八月分

たい肥	ノーラ株式会社	特殊肥料バイオタルマ	検 査 の 結 果						備 考			
			(%) ^{TN}	(%) ^{TP}	(%) ^{TK}	(mg/kg) ^{TCu}	(mg/kg) ^{TZn}	(%) ^{TCaO}		C/N	(%) ^{水分}	その他 の検査
の特殊 指定肥 名料	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	(届出名 (及び商品名))	二・七八	四・三九	二・六四	五三・四	五五八		九			七立 入月 十七

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

T N・窒素全量、T P・りん酸全量、T K・加里全量、T C u・銅全量、T Z n・亜鉛全量、T C a O・石灰全量、C / N・炭素窒素比、水分・水分含量

二 分析値は、T C u及びT Z nについては乾物当たりの数値、それ以外の項目については現物当たりの数値である。

○宮城県告示第九百八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業河南二期地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年十一月十二日から平成二十一年十二月十日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市河南総合支所

○宮城県告示第九百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行つた。

平成二十一年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行つた地区の名称

一本杉地区

二 処分の年月日

平成二十一年十月二十八日

○宮城県告示第九百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大衡落合線	黒川郡大衡村大衡字平林七九番一地从先から同郡同村大衡字鍔沢一二番二〇地先まで	平成二十一年十一月十九日午前十一時

○宮城県告示第九百八十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十一年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

角田市町尻土地区画整理組合

二 事務所の所在地

角田市角田字大坊四十一番地

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名 住 所

狗 飼 昭 三 角田市角田字柳町四十二番地九

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市高館川上字五反田十三番三

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市高館川上字中薬師二十七番地の三
手塚正晃、手塚千賀子

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十二年三月三十一日（水）

4 納入場所 宮城県保健環境センター

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十一年十一月二十日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所 入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 菅原 修 電話〇二二・二二一・三三三三）

2 入札説明書の交付期限

平成二十一年十一月三十日（月）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十一年十一月二十五日（水）まで1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年十一月三十日（月）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十一年十二月十五日（火）午後五時まで

(二) 場所 2に同じ

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

平成二十一年十二月十六日（水）午前十時 宮城県庁行政舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十一年宮城県規則第七十四号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

<p>5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載するもの。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of the Item(s) to be Procured : High Resolution Gas Chromatography Mass Spectrometer (1 set)</p> <p>2 Deadline for Delivery : Wednesday, March 31, 2010</p> <p>3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Health and Environment Center.</p> <p>4 Deadline for Bid : Tuesday, December 15, 2009, 5 : 00 p.m.</p> <p>5 Contact Person : Shu Sugawara, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL: 022-211-3332</p> <p>6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.</p> <p style="text-align: center;">病 院 局</p> <p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。 平成二十一年十一月六日</p> <p style="text-align: center;">病院事業管理者 木 村 時 久</p> <p>一 落札に係る物品の名称及び数量 ガンマカメラシステム 一式</p> <p>二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 病院局県立病院課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>三 落札者を決定した日 平成二十一年十月十五日</p> <p>四 落札者の氏名又は名称及び所在地 株式会社 日立メデイコ東北支店 仙台市青葉区本町一丁目</p>	<p>十一番一号</p> <p>五 落札金額 五千九百七十八万七千円</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>七 入札の公告を行った日 平成二十一年九月一日</p> <p style="text-align: center;">監 査 委 員</p> <p>○宮城県監査委員告示第13号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。 平成21年11月6日</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 監査委員の報告日 平成21年8月25日</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">宮城県監査委員 内 海 大</td> </tr> <tr> <td>2 通知のあった日 宮城県知事 平成21年9月18日</td> <td style="text-align: right;">宮城県監査委員 佐々木 敏 克</td> </tr> <tr> <td>3 監査委員の報告内容及び措置の内容 (1) 宮城第一高等学校</td> <td style="text-align: right;">宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門</td> </tr> <tr> <td>イ 監査委員の報告の内容</td> <td style="text-align: right;">宮城県監査委員 工 藤 鏡 子</td> </tr> </table> <p>光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気メーターの読み違いにより、過年度分の徴収額に誤りがあったもの。</p> <p>○未徴収額(平成14~19年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正規使用料 2,529,140円 ・ 既請求額 1,167,068円 ・ 未徴収額 1,362,072円 	1 監査委員の報告日 平成21年8月25日	宮城県監査委員 内 海 大	2 通知のあった日 宮城県知事 平成21年9月18日	宮城県監査委員 佐々木 敏 克	3 監査委員の報告内容及び措置の内容 (1) 宮城第一高等学校	宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門	イ 監査委員の報告の内容	宮城県監査委員 工 藤 鏡 子
1 監査委員の報告日 平成21年8月25日	宮城県監査委員 内 海 大								
2 通知のあった日 宮城県知事 平成21年9月18日	宮城県監査委員 佐々木 敏 克								
3 監査委員の報告内容及び措置の内容 (1) 宮城第一高等学校	宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門								
イ 監査委員の報告の内容	宮城県監査委員 工 藤 鏡 子								

□ 措置の内容
 過少請求の報告を受け、学校に対し、未徴収額を確定させ、債務者である宮城県宮城第一高等学校教育振興会会長から食堂経営の委託を受けていた業者に、詳細を説明することを指示した。同振興会会長から支払計画の文書が学校に提出され、平成21年4月から分割納入されている。

再発防止のため、すべての県立高校に対し、電気子メーカーの読み取りを複数の職員で行うこと、担当者が替わった際の事務引継ぎを徹底することなどを、事務長会議等で指導した。

(2) 塩釜女子高等学校

イ 監査委員の報告の内容

光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気子メーカーの読み違いにより、過年度分の徴収額に誤りがあったもの。

○未徴収額（平成17～19年度）

・正規使用料 298,243円

・既請求額 29,809円

・未徴収額 268,434円

ロ 措置の内容

上記の金額は、監査時点で認定された額であるが、今回指摘を受けた他の学校と正規使用料及び既請求額の対象となる範囲の整合性を図ると次のようになる。

・正規使用料 788,912円

・既請求額 520,478円

・未徴収額 268,434円（増減なし）

過少請求の報告を受け、学校に対し、未徴収額を確定させ、債務者である宮城県塩釜女子高等学校父母教師会会長から食堂経営の委託を受けていた業者に、詳細を説明することを指示した。同父母教師会会長から、支払計画の文書が学校に提出され、平成21年4月から分割納入されている。

再発防止のため、すべての県立高校に対し、電気子メーカーの読み取りを複数の職員で行うこと、担当者が替わった際の事務引継ぎを徹底することなどを、事務長会議等で指導した。

(3) 泉松陵高等学校

イ 監査委員の報告の内容
 施設使用料及び光熱水費において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

平成20年7月8日から平成21年1月14日の期間に、学校を外部模擬試験会場として使用を許可したが、施設使用料及び光熱水費を3月にまとめて調定したものを。

・調定遅延件数 12件

・調定金額 47,524円

・調定日 平成21年3月11日

ロ 措置の内容

今回指摘された事項については、財務規則に基づき適切な事務処理を行うよう、事務長会議等の際に周知徹底を図ることとした。

(4) 宮城野高等学校

イ 監査委員の報告の内容

光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気子メーカーの読み違いにより、過年度分の徴収額に誤りがあったもの。

○未徴収額（平成14～19年度）

・正規使用料 3,261,039円

・既請求額 1,519,899円

・未徴収額 1,741,140円

ロ 措置の内容

上記の金額は、監査時点で認定された額であるが、その後精査の結果、判明した額を加算すると次のようになる。

・正規使用料 3,488,318円

・既請求額 1,740,833円

・未徴収額 1,747,485円（6,345円増）

過少請求の報告を受け、学校に対し、未徴収額を確定させ、債務者である宮城県宮城野高等学校PTA会長から食堂経営の委託を受けていた業者に、詳細を説明することを指示した。そ

のうち1者分は学校に支払計画の文書が提出され、平成21年4月から分割納入されている。もう1者分は交渉中である。

再発防止のため、すべての県立高校に対し、電気子マターの読み取りを複数の職員で行うこと、担当者が替わった際の事務引継ぎを徹底することなどを、事務長会議等で指導した。

(5) 白石工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

光熱水費において、徴収額の誤りが認められたので、適切な債権管理を図るとともに、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

食堂の使用許可に係る電気料の徴収において、電気子マターの読み違いにより、過年度分の徴収額に誤りがあったもの。

○未徴収額（平成14～19年度）

・正規使用料 2,689,213円

・既請求額 1,630,891円

・未徴収額 1,058,322円

ロ 措置の内容

過少請求の報告を受け、学校に対し、未徴収額を確定させ、債務者である宮城県白石工業高等学校PTA会長から食堂経営の委託を受けていた業者に、詳細を説明することを指示した。

同PTA会長から、支払計画の文書が学校に提出され、平成21年4月から分割納入されている。再発防止のため、すべての県立高校に対し、電気子マターの読み取りを複数の職員で行うこと、担当者が替わった際の事務引継ぎを徹底することなどを、事務長会議等で指導した。

(6) 工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

財産の貸付において、使用許可手続が適正に行われていないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

平成20年度に、民間団体が実施した資格検定等の会場として教室を使用させていたが、使用許可手続未了のまま使用させていたもの。

・手続未了件数 16件

ロ 措置の内容

教育財産の目的外使用許可については、教育財産管理規則に基づき手続を行うよう指導して

きたところである。

今回、指摘された事項については、平成16年度の教育長通知「外部模擬試験等の取扱いについて」()の主旨を学校側で十分把握していなかったことが原因であった。以後このようなことがないよう関係諸規程に基づき、適正な財産管理事務を行うよう、平成21年6月25日に開催された事務次長会議において、周知徹底を図った。

() 外部模擬試験等の取扱いについて(H16.5.19教育長通知)

営利を目的としない団体(財団法人等の公益法人又はPTA等の教育活動に密接に関わる団体をいう)。が試験等の実施主体となる場合は、学校を会場として実施することができる。なお、教室等を使用する場合には、教育財産管理規則に基づき、教育財産の目的外使用許可手続を行うこと。